平成２６年（再イ）第３６号
神戸市北区花山東町２番11―601号
再生債務者　田中　宏枝（旧姓安達）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第６号
三重県鈴鹿市高岡町2666　アルカンシェル203号
再生債務者　長永　茂樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月６日　津地方裁判所再生係

平成２６年（再イ）第２号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺2264番地１　豊アパートＳ―19
再生債務者　元　賢志郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月６日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（再イ）第６号
千葉県君津市八重原172番地　新日鐵住金八重原寮
再生債務者　齊藤健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月５日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（再イ）第２９号
秋田市将軍野堰越４番17号
再生債務者　藤原　　士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月６日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第７号
長野県松本市大字笹賀3019番地２
再生債務者　赤羽　　崇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月５日　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（再イ）第１０２号
大阪府高槻市唐崎中１丁目11番14号
再生債務者　中畑　善夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第３０号
大阪府大阪狭山市半田２丁目262番地の10
再生債務者　三村　邦明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再イ）第９号
奈良市八条町392番地の８
再生債務者　加藤　　尚
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月５日　奈良地方裁判所

平成２６年（再イ）第１４号
奈良県生駒市鹿ノ台西３丁目８番地11
再生債務者　森川与志夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月５日　奈良地方裁判所

平成２６年（再イ）第１号
埼玉県秩父市大野原3265番地10
再生債務者　柳原　茂男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月６日
さいたま地方裁判所秩父支部個人再生係

平成２６年（再イ）第１３号
相模原市緑区東橋本２丁目20番16号　モア.ステージ橋本303
再生債務者　松田　　博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月５日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第２号
長野県塩尻市大字広丘吉田914番地５
再生債務者　鈴木　崇之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月６日　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（再イ）第３９１号
大阪市東住吉区南田辺３丁目27番32号
再生債務者　阪口　　弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第６号
愛媛県新居浜市中村２丁目５番23号
再生債務者　三﨑　好香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月６日　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（再イ）第９号
愛媛県新居浜市久保田町１丁目８番40号
再生債務者　今城　勇真
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月６日　松山地方裁判所西条支部

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 26 年８月 19 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで）	埼玉県桶川市大字上日出谷から埼玉県桶川市大字上日出谷まで	新設工事	平成26年８月20日